平成２７年度５月

【マルチ商法にご注意！】

【相談】

「簡単にもうかるから」と友人の紹介で高額なダイエット食品を買い、自分も会員になった。人を勧誘して入会させたら１万円の収入があるという。商品代金は自己負担だが、人を勧誘して入会させたらすぐに払えるし、たくさん紹介すればボーナスもあると言われた。しかし思うように入会させられず支払いだけが残っている。どうしたらよいだろうか。

【アドバイス】

新しい年度になり、就職や転勤などで新しい人間関係を築くことの多いこの時季。だからこそ、特に注意していただきたいのが、連鎖販売取引（通称マルチ商法）です。

　商品を買って会員になり、知人を勧誘し加入させたらすぐに収入に結び付くと甘い言葉で誘われます。売れることを見込んで商品をたくさん買ってしまったにもかかわらず、思うように会員の勧誘ができず、売れない商品を抱えて支払いだけが残ることになります。このような問題が生じますので、マルチ商法は法律により厳しく規制されています。

　対処方法としては、正式な契約書を受け取った日を含めて２０日以内であれば、無条件解約ができるクーリングオフ制度を活用することです。また入会後１年以内の中途解約の場合は、商品受け取りから９０日以内で未使用であれば代金の１割負担で返品も可能です。

　さらに、それらを過ぎていても「絶対もうかる」「絶対健康になる」などと根拠のない断定的なことを言ったことによる契約の取り消しもできます。マルチ商法でお困りの方はぜひ、ご相談ください。

　この販売方法は自分が被害者になるだけでなく、知人も巻き込み、加害者になる可能性もあります。大切な人との人間関係も壊れるなど問題の多い商法です。くれぐれもご注意ください。